総務委員会資料

令和４年６月２７日

総務部人事課

**第４３号議案**

**「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」**

**１　概　要**

　　令和３年６月、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」が改正され、令和４年１０月より、子の出生直後の時期における柔軟な育児休業（出生時育児休業）の創設や、育児休業の取得回数制限の緩和、有期雇用労働者の育児休業等の取得要件の緩和など、民間労働者に係る育児休業制度が改正される予定である。

　　地方公務員についても、令和４年４月に「地方公務員の育児休業等に関する法律」が改正され、民間法制と内容を同じくする育児休業制度の改正が行われる。

　　法改正の趣旨を踏まえ、条例で規定する非常勤職員の育児休業に係る規定等を改正し、育児を行う職員の仕事と家庭の両立を推進する。

**２　改正内容**

　⑴　第２条関係

　　　　子の出生の日から５７日間以内の非常勤職員に係る育児休業の取得要件の緩和

　⑵　第２条の３、第２条の４関係

　　　　子が１歳以降の非常勤職員に係る育児休業の取得の柔軟化

　⑶　第３条関係

　　　　育児休業の取得回数制限の緩和に伴い、再度の育児休業取得に係る規定を整備

**３　施行日**

　　令和４年１０月１日

職員の育児休業等に関する条例　新旧対照表

| 新 | 旧 |
| --- | --- |
| （育児休業をすることができない職員） | （育児休業をすることができない職員） |
| 第２条　育児休業法第２条第１項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 | 第２条　育児休業法第２条第１項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 |
| (第１号および第２号省略) | (第１号および第２号省略) |
| (３)　非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職  　員 | (３)　次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 |
| ア　次のいずれにも該当する非常勤職員 | ア　次のいずれにも該当する非常勤職員 |
| (ア)　その養育する子（育児休業法第２条第１項に規定する子をいう。以下同じ。）が１歳６カ月に達する日（以下「１歳６カ月到達日」という。）（当該子の出生の日から第３条の２に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から６月を経過する日、第２条の４の規定に該当する場合にあっては当該子が２歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了することおよび任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員 | (ア)　その養育する子（育児休業法第２条第１項に規定する子をいう。以下同じ。）が１歳６カ月に達する日（以下「１歳６カ月到達日」という。）（第２条の４の規定に該当する場合にあっては、２歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了することおよび任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員 |
| （(イ)省略） | （(イ)省略） |
| イ　次のいずれかに該当する非常勤職員 | イ　第２条の３第３号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が１歳に達する日（以下この号および同条において「１歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。） |
| (ア)　その養育する子が１歳に達する日（以下「１歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第２条の３第２号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下(ア)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第３号に掲げる場合に該当して当該子の１歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの |  |
| (イ)　その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、または当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日または当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの |  |
|  | ウ　その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、または当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日または当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの |
| （育児休業法第２条第１項の条例で定める日） | （育児休業法第２条第１項の条例で定める日） |
| 第２条の３　育児休業法第２条第１項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。 | 第２条の３　育児休業法第２条第１項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。 |
| (第１号および第２号省略) | (第１号および第２号省略) |
| (３)　１歳から１歳６カ月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第３条第７号に掲げる事情に該当するときはイおよびウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合）　当該子の１歳６カ月到達日 | (３)　１歳から１歳６カ月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の１歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業または当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合もしくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の１歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、または当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日または当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき　当該子の１歳６カ月到達日 |
| ア　当該非常勤職員が当該子の１歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業または当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合もしくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合またはこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合 |  |
| イ　当該子について、当該非常勤職員が当該子の１歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合または当該非常勤職員の配偶者が当該子の１歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合またはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合 | ア　当該子について、当該非常勤職員が当該子の１歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合または当該非常勤職員の配偶者が当該子の１歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合 |
| ウ　当該子の１歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合 | イ　当該子の１歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合 |
| エ　当該子について、当該非常勤職員が当該子の１歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合 |  |
| （育児休業法第２条第１項の条例で定める場合） | （育児休業法第２条第１項の条例で定める場合） |
| 第２条の４　育児休業法第２条第１項の条例で定める場合は、１歳６カ月から２歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第７号に掲げる事情に該当するときは第２号および第３号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。 | 第２条の４　育児休業法第２条第１項の条例で定める場合は、１歳６カ月から２歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の１歳６カ月到達日の翌日（当該子の１歳６カ月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、または当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日または当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次の各号のいずれにも該当するときとする。 |
| (１)　当該非常勤職員が当該子の１歳６カ月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、またはこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合 |  |
| (２)　当該子について、当該非常勤職員が当該子の１歳６カ月到達日において育児休業をしている場合または当該非常勤職員の配偶者が当該子の１歳６カ月到達日において地方等育児休業をしている場合 | (１)　当該子について、当該非常勤職員が当該子の１歳６カ月到達日において育児休業をしている場合または当該非常勤職員の配偶者が当該子の１歳６カ月到達日において地方等育児休業をしている場合 |
| (３)　当該子の１歳６カ月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合 | (２)　当該子の１歳６カ月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合 |
| (４)　当該子について、当該非常勤職員が当該子の１歳６カ月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合 |  |
|  | （育児休業法第２条第１項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間） |
|  | 第２条の５　育児休業法第２条第１項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。 |
| （育児休業法第２条第１項ただし書の条例で定める特別の事情） | （育児休業法第２条第１項ただし書の条例で定める特別の事情） |
| 第３条　育児休業法第２条第１項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 | 第３条　育児休業法第２条第１項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 |
| (第１号から第４号まで省略) | (第１号から第４号まで省略) |
|  | (５)　育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、３月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について書面により任命権者に申し出た場合に限る。）。 |
| (５)　配偶者が負傷または疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第１項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第２条第６項に規定する認定こども園または児童福祉法第24条第２項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について、育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。 | (６)　配偶者が負傷または疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第１項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第２条第６項に規定する認定こども園または児童福祉法第24条第２項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について、育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。 |
| (６)　第２条の３第３号に掲げる場合に該当することまたは前条の規定に該当すること。 | (７)　第２条の３第３号に掲げる場合に該当することまたは第２条の４の規定に該当すること。 |
| (７)　任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、または当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日または当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。 | (８)　その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、または当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日または当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。 |
| （育児休業法第２条第１項第１号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間） |  |
| 第３条の２　育児休業法第２条第１項第１号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。 |  |
|  |  |
| 付　則 |  |
| １　この条例は、令和４年10月１日から施行する。 |  |
| ２　この条例の施行の日前に育児休業に係る子を養育するための計画を書面により申し出た職員に対する改正前の第３条（第５号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。 |  |